社会保険診療報酬支払基金 公益社団法人 国民健康保険中央会 御中

厚生労働省保険局医療課

「新型コロナウイルス感染症患者に係る保険診療上の取扱いについて (依頼)」 等の廃止について

平素より、診療報酬に係る審査支払事務にご尽力をいただき、厚く御礼申し上げます。

新型コロナウイルス感染症患者に係る診療報酬請求の審査の取扱いについては、「新型コロナウイルス感染症患者に係る保険診療上の取扱いについて(依頼)」(令和3年9月9日厚生労働省保険局医療課事務連絡。以下「令和3年事務連絡」という。)及び「新型コロナウイルス感染症患者に係る保険診療上の取扱いについて(依頼)」(令和4年2月14日保険局医療課事務連絡。以下「令和4年事務連絡」という。)によりお示ししてきたところです。

今般、新型コロナウイルス感染症に係る診療報酬上の取扱い等について、「令和6年度診療報酬改定による恒常的な感染症対応への見直しを踏まえた新型コロナウイルス感染症に係る診療報酬上の取扱い等について」(令和6年3月5日厚生労働省保険局医療課事務連絡)により、本年4月以降、恒常的な感染症対応に向けた必要な見直しを行うことを踏まえ、令和3年事務連絡及び令和4年事務連絡については、令和6年3月31日をもって廃止することとしますので、その取扱いに遺漏のないよう、社会保険診療報酬支払基金の各都道府県事務局等及び都道府県国民健康保険団体連合会に対し周知徹底をお願いいたします。